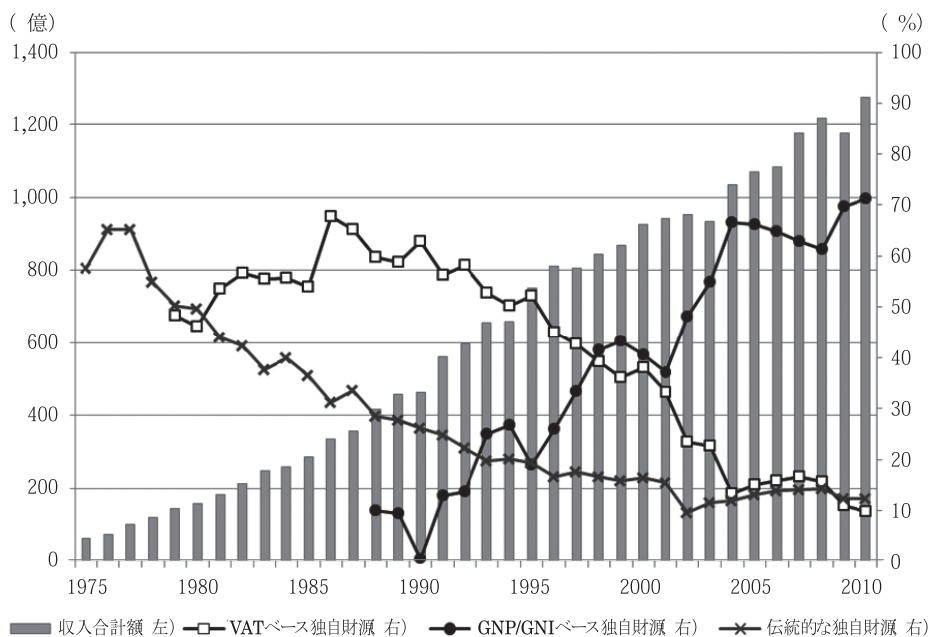


図2 EU 財政の収入構造 1975年～2010年



(注) 1975年～77年は億 UA, 1978年～98年は億 ECU, 1999年からは億 EUR.

(出所) 1999年までは European Commission (2009), pp.85-88, 2000年以降は, European Commission (2011), Detailed data 2000-2010より筆者作成.

措置の大幅な削減により、この項目は2007年に削除された。農業課徴金は、域内農業の保護措置（CAPの市場政策）の1つであり、域内の統一価格から算出される支持価格から輸入価格を差し引いて課す。このため、輸入価格が低くなれば、自動的に課徴金が上乘せられる。しかし、農業課徴金は農産物の貿易自由化を求める国から批判を集め、ウルグアイラウンド締結とともに、このような保護措置は大幅に削減された。この結果、農産物の輸入は他の財の輸入と同じ扱い（つまりは対外共通関税）となった。農業課徴金は、2007年にEUの収入項目から削除され、そこから得られる収入は関税の項目に移った。

砂糖課徴金はEUの砂糖共同市場組織がEUの砂糖生産者に直接賦課する生産税の一種であるが、伝統的独自財源の7%（2000年）とその収入はごく僅かであるため、本稿ではこれ以上触れない。

以上のように、伝統的独自財源は主に域外との貿易に関連した財源であるが、貿易自由化の影響を受け、その収入は減少傾向にある。全収入に占める伝統的独自財源の割合は、60%（1970年代）から10%水準（2000年代）まで低下した。

第2の特徴は、1979年に導入されたVATベース独自財源の割合が1990年を境に低下したことである。

VAT ベース独自財源は、1970年の独自財源導入決議で採用され、1979年に導入された。1970年の独自財源導入決議の際、欧州委員会は、CAP 支出の膨張による EU 財政支出の拡大を伝統的独自財源だけで賄うことは困難であると予想した。このため、決議は域内の VAT を段階的に調整したうえで¹⁶⁾、新たに VAT ベースの独自財源を導入すると定めた。まず、第 1 次および第 2 次 VAT 指令 (1967年) によって、各加盟国は採用していた「取引高税」を廃止し、共通の付加価値税 (VAT) を導入した。さらに、第 6 次 VAT 指令 (1977年) によって、各加盟国には最低 15% 以上の標準税率を設定する義務が課された。この指令により、多くの特例や例外はあるものの、EU 域内のすべての物・サービスに対して VAT が課せられるようになった。これを受けて、1979年に VAT ベース独自財源が導入された。

VAT ベース独自財源は、1985年まで EU 財源の不足から徴収を進めてきたが、逆進性という批判から、徐々に徴収を控えるようになった。当初、VAT ベース独自財源の収入は、各加盟国の GNI の 50% (1988年から 1994年までは 55%) を上限とする基準額を設定し、各加盟国の VAT 徴収の 0.3% (2007年) を徴収すると定めていた。しかし、財源不足から、各国からの VAT 徴収の徴収を 1974年には 1%、1985年には 1.4% まで引き上げた。一方で、VAT ベース独自財源は、「逆進性 (regressive) という側面があり、貧しい加盟国に不利益をもたらすと考えられ」¹⁷⁾、イギリスを中心とした加盟国からの批判が強かった¹⁸⁾。このため、各国からの徴収率を 1999年までに 1%、2002年には 0.75%、2004年には 0.5%、2007年には 0.3% まで引き下げた。

以上のように、VAT ベース独自財源は 1979年に導入され、財源不足から各国からの徴収を促進し、1990年代には財源の中軸を担った (全収入の 63%)。しかし、逆進性という性質から各国からの徴収を 0.3% まで引き下げた結果、全収入に占める割合は、2010年までに 10% まで縮小した。

第 3 の特徴は、1990年以降、全収入に占める GNP/GNI ベース独自財源の割合が大幅に上昇したことである。GNP/GNI ベース独自財源は、1980年代半ばに、伝統的独自財源と VAT ベースの独自財源では支出を賄うことが困難であると考えられ、1988年に導入された。この GNP/GNI ベース独自財源の徴税の上限は、当初 EU の GNP 1.15% であったが、1992年には 1.20%、また 2001年には GNI の 1.24% まで引き上げられた。

この GNP/GNI ベース独自財源が EU 財政の収入の中軸になった要因として、欧州委員会は

16) EU 域内の VAT の調整の詳細は、鎌倉 (2008)、11-15ページを参照されたい。

17) European Commission (2008), p.239.

18) 当時のイギリスは、一人当たりの GNP が EC の平均以下であった。また、イギリスの国民性は貯蓄率が低く消費率が高いといった特徴を持っていたため、VAT ベース独自財源による負担が重かった。一方で、農業生産の GNP に占める割合が低いイギリスは、CAP 中心であった EU 予算からの受取額は少なかった。このため、1980年にイギリス問題の修正措置としてリポート制度が導入された。当時の EU 財政におけるイギリス問題については、田中・渡瀬 (1993)、111-115ページを参照されたい。

①確実性, ②安定性, ③公平性の3点を挙げている¹⁹⁾。「確実性」とは, GNP/GNI ベース独自財源の導入によって, EU 財政は事前に支出と収入のバランスを保つことができたということである。これは, GNP/GNI ベース独自財源は, 当初, VAT ベース独自財源や伝統的独自財源の収入を超えた支出をカバーするために導入された「残余 (residual)」の財源であったということである。「安定性」とは, GNP/GNI ベース独自財源が (EU 予算上限の範囲内で) 中期的に, その収入の持続性を保証する財源であったということである。「公平性」とは, GNP/GNI ベース独自財源が, VAT ベース独自財源とは異なり, 各加盟国の支払い能力に比例して当該国の負担が決定されることである。

以上の3点から, GNP/GNI ベース独自財源は1990年代以降 EU 財政の財源の中軸を担うようになった。GNP/GNI ベース独自財源の徴税の上限は引き上げられ, 全収入に占める割合は, 1998年に VAT ベース独自財源を抜き, 2010年には70%にまで達した。

3. EU 財政における純負担国と純受取国の構図

——第5次拡大を境とする構図の変化——

第1節と第2節では, EU 財政の支出構造と収入構造の特徴とその変化についてみてきた。支出面では, 共通農業政策 (CAP) の支出額は1990年代後半から横ばいとなり, 支出合計額に占める CAP の割合が低下した一方で, EU 地域政策の支出額は, 1988年の改革以降増加し続け, その割合が1990年代後半から30%を維持している。収入面では, 1975年に独自財源システムを導入してから, 伝統的独自財源, VAT ベース独自財源, GNP/GNI ベース独自財源へとその依存が移った。

第3節では, 各国の EU 財政収支について, EU 財政からの純受取額および純負担額の推移と, 対 GNI 比の推移からみていく。また, 各国の EU 財政収支の推移から EU-27を3つのグループに分け, EU 財政からの受取りおよび負担の内訳から, 3つのグループに分かれた要因を検討したい。本稿では, 各国の EU 財政収支を長期的視点で考察することを目的としているため, 対象期間を1980年から2010年までとし, 欧州委員会が毎年刊行している会計報告書に基づき作成した。なお, 統計方法の異なる2000年以前については, 2000年以降の欧州委員会の算出方法に従い独自に計算した。

まず, 各国の EU 財政収支について, 純受取額および純負担額の推移 (表1) からみてみよう²⁰⁾。各国における EU 財政からの純受取額および純負担額の推移から, EU-27は3つのグルー

19) GNP/GNI ベース独自財源が収入の中軸になった3つの要因については, European Commission (2008), p.241を参照されたい。

20) 欧州委員会の会計報告書によると, 各国の EU 財政収支額は政策運営上の財政収支バランス (operat-

ブに分かれる。すなわち、①1980年から2010年まで一貫して純受取りであった「恒常的純受取国」、②1980年から2010年まで一貫して純負担であった「恒常的純負担国」、③1980年から2010年

表1 各国における EU 財政からの純受取額および純負担額 1980年～2010年 (百万 ECU/EUR)

| | | 1980年 | 1985年 | 1990年 | 1995年 | 2000年 | 2005年 | 2010年 |
|-------------|---------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 恒常的 純受取国 | アイルランド | 761.7 | 1,384.5 | 2,039.0 | 2,130.4 | 1,719.5 | 1,136.6 | 803.9 |
| | ギリシャ | | 1,395.5 | 2,640.0 | 3,668.1 | 4,380.6 | 3,900.5 | 3,597.4 |
| | スペイン | | | 2,345.4 | 7,953.6 | 5,263.6 | 6,017.8 | 4,100.9 |
| | ポルトガル | | | 753.2 | 2,633.9 | 2,128.2 | 2,378.0 | 2,622.6 |
| | ブルガリア | | | | | 89.1 | 284.6 | 895.5 |
| | キプロス | | | | | 3.7 | 90.3 | 10.6 |
| | チェコ | | | | | 98.6 | 178.0 | 2,079.3 |
| | エストニア | | | | | 43.8 | 154.3 | 672.7 |
| | ハンガリー | | | | | 153.3 | 590.1 | 2,748.4 |
| | リトアニア | | | | | 47.5 | 476.4 | 1,358.4 |
| | ラトビア | | | | | 49.9 | 263.9 | 674.2 |
| | マルタ | | | | | 1.9 | 90.0 | 52.9 |
| | ポーランド | | | | | 245.1 | 1,853.2 | 8,427.5 |
| | ルーマニア | | | | | 156.2 | 633.1 | 1,245.2 |
| | スロベニア | | | | | 33.2 | 101.5 | 424.1 |
| スロバキア | | | | | 60.7 | 270.9 | 1,349.6 | |
| 恒常的 純負担国 | ドイツ | 567.8 | -1,044.8 | -2,126.2 | -9,435.3 | -8,232.4 | -6,064.3 | -9,223.6 |
| | ルクセンブルク | -0.8 | -41.2 | -50.4 | -40.9 | -54.6 | -86.8 | -41.9 |
| | オーストリア | | | | -641.7 | -435.5 | -277.9 | -677.0 |
| | スウェーデン | | | | -549.4 | -1,058.7 | -866.9 | -1,211.4 |
| 転換国 | ベルギー | 350.1 | 443.5 | 51.8 | 622.3 | -323.2 | -607.5 | -1,466.4 |
| | フランス | 1,593.6 | 1,253.6 | -67.2 | 27.8 | -676.6 | -2,883.5 | -5,534.8 |
| | イタリア | 1,746.4 | 1,623.6 | 891.9 | 434.6 | 1,231.2 | -2,199.0 | -4,534.0 |
| | オランダ | 1,205.1 | 1,263.7 | 1,506.8 | -299.1 | -1,543.9 | -2,636.6 | -1,833.1 |
| | デンマーク | 486.8 | 513.8 | 669.6 | 597.9 | 239.6 | -265.3 | -615.3 |
| | イギリス | 508.6 | -99.2 | -1,020.2 | -2,032.7 | -2,913.7 | -1,529.0 | -5,625.9 |
| | フィンランド | | | | 0.5 | 275.9 | -84.8 | -300.2 |

(注) 表の網掛け部分は、当該国の純受取額がマイナス、つまり純負担となったことを示している。

(出所) 1995年までは、European Commission (2009), pp.94-100, 2000年以降は European Commission-Financial Programming and Budget のホームページより筆者作成。

ing budgetary balance) を指す。このため、当該国の EU 財政取支額の算出には、当該国が受け取る管理費と、当該国が負担する伝統的独自財源費用は計上されない。また、算出した数値に対して調整 (adjusted) をおこなっているが、2000年以前の数値は調整をおこなっていないため、一定の留意が必要である。各国の EU 財政取支の算出方法については、European Commission-Financial Programming and Budget のホームページを参照されたい。

にかけて純受取りから純負担へと転じた「転換国」である。

恒常的純受取国は、EU-15のなかでも相対的に所得の低いギリシャ、ポルトガル、スペイン、アイルランドの4カ国（以下結束4カ国）と中・東欧諸国12カ国の合計16カ国である。ただし、恒常的純受取国のなかでも動向が異なる。中・東欧諸国の純受取額について、加盟直後の2005年と2010年を比較すると、小国を除き、純受取額は2～4倍増加した。なかでも、チェコは11倍も増加したことが確認できる。一方、結束4カ国の純受取額は、2000年以降停滞ないし減少した。このため、1990年代ではスペインとギリシャがEU財政における最大の受取国であったが、2010年には最大の受取国がポーランドに移った。

恒常的純負担国は、ドイツ、ルクセンブルク、オーストリア、スウェーデンの4カ国である。恒常的純負担国のなかでもドイツが最大の負担国である。例えば、2010年値のドイツの純負担額は92億ユーロとドイツの次に純負担額が高いイギリス（56億ユーロ）やフランス（55億ユーロ）の約2倍である。また、一方で、スウェーデンを除いた恒常的純負担国の純負担額は、1995年以降あまり変化がないことも確認できる。

転換国は、ベルギー、フランス、イタリア、オランダ、デンマーク、フィンランド、イギリス²¹⁾の7カ国である。転換国の多くは、2000年から2005年までに純受取国から純負担国に転じた（オランダは1994年）。さらに、これら転換国は、純負担国に転じて以降、当該国の純負担額が増加していることも確認できる。例えば、フランスは2000年に純負担国に転じて以降、その純負担額は6.8億ユーロから約8倍の55.3億ユーロ（2010年値）まで膨らんだ。

さらに、表1について2000年以降の純受取額および純負担額の動向に注目すると、中・東欧諸国の純受取額の増加は、同じ恒常的純受取国である結束4カ国の純受取額の減少と転換国の純負担額の増加によって支えられていることが確認できる。中・東欧諸国全体の純受取額は、2000年から2010年までに約190億ユーロ増加した。一方、同期間での結束4カ国の純受取額は、約23.7億ユーロ減少した。同様に、転換国の純負担額は、約162億ユーロもの増加となった。以上より、結束4カ国の純受取額の減少額と転換国の純負担増加額は185.7億ユーロとなり、これは上述した中・東欧諸国の純受取額の増加分をほぼカバーしている。

表1では、各国のEU財政収支について純受取額および純負担額の推移から考察してきたが、次にこれを各国の経済的比重からとらえなおしてみよう。各国におけるEU財政からの純受取額および純負担額を当該国の対GNI比で表すと（表2）、以下の3点が確認できる。すなわち、①恒常的純受取国は当該国のGNIの1%～5%の純受取りであること、②恒常的純負担国はGNIの0.15～0.4%の純負担であること、③転換国はGNIの1%未満の純受取りから0.3%の純

21) 表1では5年毎の純受取額しか載せていないため、イギリスは恒常的純負担国のようにみえるが、実際には、2001年まで純受取りと純負担を交互に繰り返していた。また、2001年以降、イギリスの純負担額が増加した点から、本稿ではイギリスを転換国として扱う。

表2 各国における EU 財政からの純受取りおよび純負担 (対 GNI 比) 1980年~2010年 (%)

| | 1980年 | 1985年 | 1990年 | 1995年 | 2000年 | 2005年 | 2010年 | |
|-------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 恒常的 純受取国 | アイルランド | / | / | / | 4.54 | 1.88 | 0.81 | 0.62 |
| | ギリシャ | / | / | / | / | 3.19 | 2.05 | 1.63 |
| | スペイン | / | / | / | 1.75 | 0.84 | 0.67 | 0.40 |
| | ポルトガル | / | / | / | 2.93 | 1.71 | 1.56 | 1.57 |
| | ブルガリア | / | / | / | / | 0.65 | 1.23 | 2.53 |
| | キプロス | / | / | / | / | 0.04 | 0.69 | 0.06 |
| | チェコ | / | / | / | / | 0.16 | 0.18 | 1.49 |
| | エストニア | / | / | / | / | 0.74 | 1.43 | 4.95 |
| | ハンガリー | / | / | / | / | 0.32 | 0.70 | 2.98 |
| | リトアニア | / | / | / | / | 0.39 | 2.31 | 5.00 |
| | ラトビア | / | / | / | / | 0.59 | 2.07 | 3.67 |
| | マルタ | / | / | / | / | 0.05 | 1.96 | 0.94 |
| | ポーランド | / | / | / | / | 0.13 | 0.77 | 2.46 |
| | ルーマニア | / | / | / | / | 0.39 | 0.82 | 1.02 |
| | スロベニア | / | / | / | / | 0.15 | 0.36 | 1.22 |
| スロバキア | / | / | / | / | 0.28 | 0.72 | 2.08 | |
| 恒常的 純負担国 | ドイツ | / | / | / | -0.49 | -0.41 | -0.27 | -0.37 |
| | ルクセンブルク | / | -0.70 | -0.53 | -0.28 | -0.28 | -0.33 | -0.15 |
| | オーストリア | / | / | / | -0.36 | -0.21 | -0.11 | -0.24 |
| | スウェーデン | / | / | / | -0.29 | -0.40 | -0.29 | -0.34 |
| 転換国 | ベルギー | / | / | / | 0.28 | -0.13 | -0.20 | -0.41 |
| | フランス | 0.32 | 0.18 | -0.01 | 0.00 | -0.05 | -0.17 | -0.28 |
| | イタリア | / | / | 0.10 | 0.05 | 0.10 | -0.15 | -0.29 |
| | オランダ | 0.92 | 0.72 | 0.65 | -0.09 | -0.36 | -0.51 | -0.31 |
| | デンマーク | 0.98 | 0.65 | 0.64 | 0.43 | 0.14 | -0.13 | -0.26 |
| | イギリス | 0.13 | -0.02 | -0.13 | -0.23 | -0.18 | -0.08 | -0.33 |
| | フィンランド | / | / | / | 0.00 | 0.21 | -0.05 | -0.16 |

(注) 1995年までは、表1の数値を当該国のGNIで割って算出した。斜線部分はGNIが入りできなかった部分である。

(出所) 1995年までは、表1とEurostat (GNI値)、2000年以降はEuropean Commission-Financial Programming and Budgetのホームページより筆者作成。

負担に変化したことである。

第1に、恒常的純受取国は、一部の国を除き、当該国のGNIの1%~5%(2010年値)の純受取りであることが確認できる。中・東欧諸国に注目すると、2000年以降中・東欧諸国の純受取りは増加し、2010年には小国を除き、1%~5%となった。また、純受取額では最大の受取国であったポーランドは、当該国のGNIの2.46%(2010年値)と、他の中・東欧諸国と同水準である。純受取額を対GNI比でみなおすと、リトアニアやエストニアが5.00%、4.95%とEU財政における最大の受取国である。一方、結束4カ国の対GNI比でみた純受取りは、純受取額でみ

た時と同じく、2000年以降減少している。ただし、ギリシャ、ポルトガルについては、当該国の純受取りが減少しているものの、GNIの1%（2010年値）を超えており、これは中・東欧諸国の水準とあまり変わらない。

第2に、恒常的純負担国の純負担は、当該国のGNIの0.15~0.4%（2010年値）であることが確認できる。純受取額ではドイツが最大の負担国であったが、これを対GNI比でみなおすと、ドイツの純負担は0.37%（2010年値）であり、これは他の純負担国と同水準である。

第3に、転換国は、当該国のGNIの1%未満の純受取りからGNIの0.3%の純負担に変化したことが確認できる。転換国が純受取国であった1990年代の純受取りは、当該国のGNIの1%未満であった。同期間の結束4カ国と比較すると、転換国の純受取りは小規模である。2000年代に入り、転換国が純負担国に転じると、当該国の純負担は、0.3%（2010年値）と恒常的純負担国の水準まで増加した。

さらに、表2について、2000年以降の対GNI比でみた各国の純受取りおよび純負担の動向に注目すると、EU財政における純受取国と純負担国のコントラストが明瞭になったことが確認できる。恒常的純受取国は、一部の国を除き、GNIの1~5%の純受取りであった。一方、恒常的純負担国と転換国は0.15~0.4%の純負担となった（2010年値）。このように、各国の純受取額および純負担額の推移（表1）からでは確認できなかったが、対GNI比でこれをみると、2000年以降のEU財政は、純受取国（恒常的純受取国）と純負担国（恒常的純負担国と転換国）の二極化が進み、そのコントラストが明瞭になったといえる²²⁾。

各国のEU財政収支の動向からEU-27を恒常的純受取国、恒常的純負担国、転換国の3つのグループに分類したが、次にこの3つのグループに分かれた要因について検討してみたい。本稿では、代表的5カ国を事例に挙げ、各国のEU財政からの受取りおよび負担の内訳からこれを検討する。ここでの代表的5カ国とは、恒常的純受取国としてギリシャおよびポーランド、恒常的純負担国としてドイツ、転換国としてオランダおよびフランスである。表3では、代表的5カ国のEU財政からの受取額および内訳（CAPとEU地域政策）とそのEU支出額に占めるシェアを、表4では、代表的5カ国のEU財政の負担額および内訳（VATベース独自財源とGNP/GNIベース独自財源）とその対GNI比を表している。さらに、図3は、代表的5カ国のEU財政収支の推移と受取額および負担額の推移をグラフで表したものである。

代表的5カ国のEU財政からの受取りおよび負担の内訳から、EU-27が3つのグループに分かれた要因は、①EU地域政策からの受取り動向が異なること、②GNP/GNIベース独自財源

22) ただし、恒常的純受取国のなかでも、アイルランドやスペインの純受取額は1995年の半分の額まで減少し、対GNI比は当該国の1%未満となった。このことから、アイルランドとスペインは、純負担国（転換国）に近づきつつあるといえるだろう。また小国であるマルタ、キプロスについても、EU財政における二極化の例外といえる。